

第5回 障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)検討会

日時 令和元年12月23日(月)
午後1時30分から午後4時30分
場所 仙台市福祉プラザ 第一研修室

次 第

1 開 会

2 報告事項

第4回検討会の議論について

3 議 題

- (1) 情報保障について
- (2) 意思疎通支援について

4 閉 会

第5回 障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)検討会

令和元年12月23日(月)

配布資料一覧

【資料】

- 資料1 構成員名簿と座席表
- 資料2 第4回検討会の議論について
- 資料3 他の都道府県条例における情報保障・意思疎通支援について
- 資料4 情報保障について
- 資料5 意思疎通支援について

【参考資料】

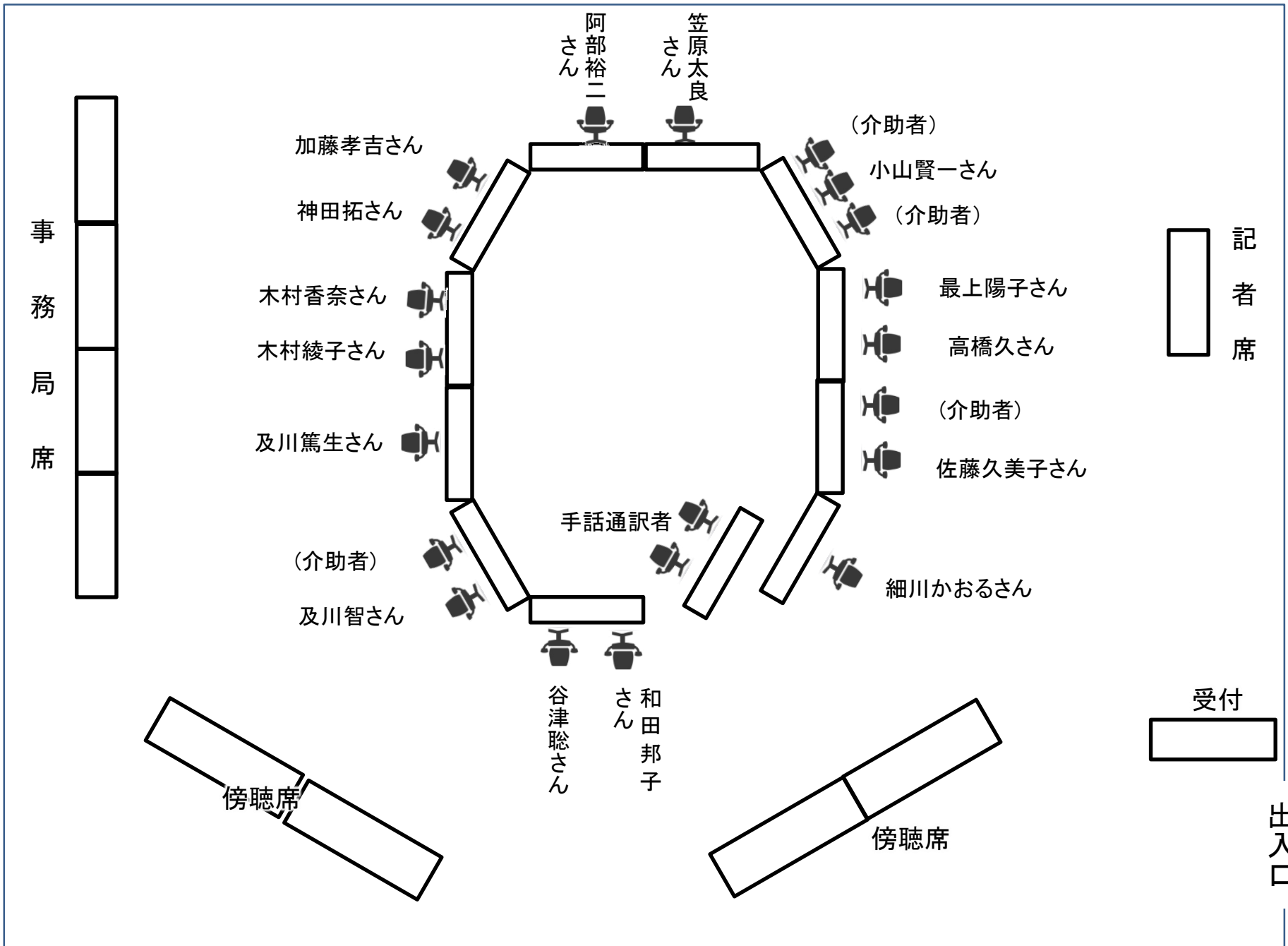
障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)の骨子(案)

障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）検討会 構成員名簿

No.	氏名	所属等	備考
1	あべ ゆうじ 阿部 裕二	東北福祉大学 総合福祉学部	座長
2	おいかわ あつお 及川 篤生	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	
3	おいかわ とも 及川 智	みやぎアピール大行動実行委員会	
4	おやま けんいち 小山 賢一	みやぎ盲ろう児・者友の会	
5	かさはら たろう 笠原 太良	仙台弁護士会	副座長
6	かとう たかよし 加藤 孝吉	公益社団法人日本てんかん協会 宮城県支部	
7	かんだ たく 神田 拓	特定非営利活動法人 自閉症ピアリンクセンターここねっと	
8	きむら かな 木村 香奈	一般社団法人宮城県社会福祉士会	
9	きむら りょうこ 木村 綾子	仙台スピーカーズビューロー	
10	くまざわ はるお 熊沢 治夫	公益社団法人宮城県バス協会	
11	こんの えりこ 今野 恵理子	宮城県商工会連合会	
12	さとう くみこ 佐藤 久美子	名取市役所	
13	たかはし ひさし 高橋 久	障害者共同生活援助 萩	
14	ほそかわ かおる 細川 かおる	一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会	
15	もがみ ようこ 最上 陽子	宮城労働局	
16	やつ さとし 谷津 聡	公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会	
17	わだ くにこ 和田 邦子	宮城県サルコイドーシス友の会	

(五十音順, 敬称略)

第5回 障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)検討会・座席表



第 4 回検討会の議論について

1 第 4 回検討会の議題 1 「相談体制について」

【議論いただきたい事項】（前回提示内容）

- 条例の骨子（案）に基づき、次のとおり規定することを想定しています。
 - 1 障害のある人及びその家族その他の関係者は、県に対し、障害を理由とする差別等に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。
 - 2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - ① 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
 - ② 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
 - ③ 関係行政機関への通知その他特定相談の処理のために必要な事務を行うこと。
 - 3 県は、特定相談に関する業務を行わせるため、相当と認める者に、当該業務の全部又は一部を委託することができる。
 - 4 前項の委託を受けた者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても同様とする。
- これについて、御意見はありますか。

（補足説明）

県では、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されたことを受け、「宮城県障害者権利擁護センター」を障害者差別に関する県の総合相談窓口としております。

<主な御意見>

【相談業務を委託することについて】

- ア 委託では専門性に不安があるので、相談業務は県で実施していただきたい。
- イ 相談業務を委託するのであれば、県として、委託先への助言や指導が必要だと思う。
- ウ 相談業務には、県の担当者も入って、責任を持って対応するようにしていただきたい。

【相談を受け付ける窓口について】

ア 県庁と県の保健福祉事務所ごとに、相談員を1～2人配置すべきである。

イ 地域相談員として、身体障害者相談員や知的障害者相談員等にも相談業務を担わせるようにして欲しい。

【相談を受け付けた後の対応について】

ア 相談事案ごとに、解決方法が適切であったかを検証し、フィードバックできる体制づくりが重要である。

イ 個人を特定される可能性もあることから、秘密の保持は徹底していただきたい。

ウ 相談したことによって、その後の生活やサービス利用に影響が出ないようにしていただきたい。

2 第4回検討会の議題2 「助言・あっせんについて」

【議論いただきたい事項】（前回提示内容）

- 条例の骨子（案）に基づき、以下の内容を盛り込むことを想定しています。
 - 1 障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供について、県への相談では解決が見込めないときは、知事に対し、解決のための助言又はあっせんを求めることができる仕組みを規定する。
 - 2 知事は、助言又はあっせんの求めがあった場合には、必要に応じて、公正・中立な第三者機関たる調整委員会に助言又はあっせんを求めることとし、当該調整委員会は関係者に説明又は資料の提出を求めることができることを規定する。
 - 3 調整委員会は、事案を解決するため、助言又はあっせんを行うことを規定する（ただし、事案の性質上助言又はあっせんをすることが適当でないときは除くこととする。）。
 - 4 調整委員会は、事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができることを規定する。
 - 5 正当な理由なく、関係者が説明又は資料の提出を拒否した場合や、差別等をしたと認められる者が、調整委員会からのあっせん案を受諾しないときは、知事はその者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができることを規定する。
 - 6 知事は、正当な理由がなく勧告に従わない者に対しては、その者への意見聴取等を経て、その旨を公表できることを規定する。
 - 7 調整委員会は、知事が任命する委員10人以内で組織することとし、委員には、守秘義務を課すことを規定する。
- これについて、御意見はありますか。

<主な御意見>

【調整委員会の委員について】

- ア 調整委員会の委員は、原則奇数人で構成することとし、その過半数については、障害のある人とすべきである。
- イ 事案に応じて、適切な知識や経験を有する人を適宜加えるような体制が望ましいと思う。

ウ 委員の人材養成や育成ができる仕組みが必要ではないか。

【助言・あっせんの入口となる相談体制について】

複数の相談窓口を用意していただきたい。

【助言・あっせんを行った後の県民への周知について】

ア 助言・あっせん事例については、県民に共有されるよう、フィードバックをしっかりと行っていくことが重要である。

イ 事例の蓄積とともに、事案の詳細な報告書を作成するようにしていただきたい。

他の都道府県条例における 情報保障・意思疎通支援について

(1) 情報保障・意思疎通支援に関する規定としては、大きく分けて以下の3つのパターンがある。

- ① 県政に関する情報を、可能な限り、障害のある人に配慮した形で提供する。【議題1】
- ② 情報を取得・利用し意思疎通ができるよう、意思疎通を支援する者を養成する等の必要な施策（支援）を行う。【議題2】
- ③ 差別解消条例の不当な差別的取扱いを禁止する規定の中で、その一例として、正当な理由なく、障害を理由として、情報の提供又は受領を拒否・制限することを禁止する。

(2) 他の都道府県条例において、情報保障・意思疎通支援に関する上記①から③の規定のいずれかを設けているのは、32県中15県である。

(3) 他の都道府県条例の状況

	①	②	③		①	②	③
宮城県（案）	○	○	（未定）	三重県	○	○	—
北海道	—	—	—	京都府	—	—	○
岩手県	—	—	—	大阪府	—	—	—
山形県	—	○	○	奈良県	—	—	—
福島県	—	○	—	鳥取県	○	○	—
茨城県	—	—	—	徳島県	○	○	—
栃木県	—	—	—	香川県	—	—	—
群馬県	○	○	—	愛媛県	—	○	—
埼玉県	—	○	—	福岡県	—	—	—
千葉県	—	—	○	佐賀県	—	—	—
東京都	○	○	—	長崎県	—	—	○
富山県	—	—	—	熊本県	—	—	○
福井県	○	○	○	大分県	—	—	—
山梨県	—	○	○	宮崎県	—	—	—
岐阜県	○	—	—	鹿児島県	—	—	○
静岡県	—	—	—	沖縄県	—	—	○
愛知県	—	—	—	合計	7	11	9

※ ○は当該規定あり，—は規定なし。

情報保障について

【議論いただきたい事項】

- 条例の骨子（案）に基づき、以下の内容を盛り込むことを想定しています。

（障壁の除去）

- 1 県は、障害のある人が情報の取得及び意思疎通ができるようにするために必要な支援を行うものとする。
- 2 県は、支援を行う場合は、障害の特性に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障害の特性に配慮して行うものとする。

（情報発信等）

- 3 県は、障害のある人が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害のある人に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとする。

- これについて、御意見はありますか。

意思疎通支援について

【議論いただきたい事項】

- 条例の骨子（案）に基づき、以下の内容を盛り込むことを想定しています。

（手段の普及）

- 1 県は、障害の特性に応じた多様な情報提供の方法が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、障害のある人自らが、情報の取得及び意思疎通を行えるよう、生活に必要な訓練を行うものとする。

（支援者の養成等）

- 3 県は、手話通訳、点訳その他の方法により障害のある人の情報の取得及び意思疎通を支援する者（以下「意思疎通支援者」という。）の養成及び技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 4 県は、意思疎通支援者の指導者の養成を行うものとする。
- 5 県は、意思疎通支援者の円滑な派遣を行うものとする。

- 6 県は、1 から 5 を実施するに当たっては、必要に応じて、市町村と連携を図るものとする。

- これについて、御意見はありますか。

障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)の骨子(案)

1 目的や理念等	
目的	○障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現
定義	○障害のある人, 事業者, 社会的障壁 , 障害の社会モデル
基本理念	○五つの理念 ①個人の尊重 ②活動機会確保, ③意思疎通や情報取得手段の確保, ④性別や年齢の複合的困難に応じた適切な配慮 ⑤障害の社会モデルの理解
県の責務	○基本理念にのっとった施策展開
市町村等との連携	○市町村, 県民, 事業者と連携
県民の役割	○理解促進, 施策協力
財政上の措置	○財政措置の努力義務

2 障害を理由とする差別の解消に関すること								
障害を理由とする差別の禁止	○県民は, 障害を理由とする 不当な差別的取扱い を禁止 ※差別の定義は規定せず, ガイドライン等の策定を検討 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">■法より拡大 (障害者基本法では「何人も」禁止)</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>県民</td> </tr> <tr> <td>義務</td> <td>義務</td> <td>規定なし→義務</td> </tr> </table>	■法より拡大 (障害者基本法では「何人も」禁止)	行政	事業者	県民	義務	義務	規定なし→義務
■法より拡大 (障害者基本法では「何人も」禁止)	行政		事業者	県民				
	義務	義務	規定なし→義務					
合理的配慮の提供義務	○事業者は, 合理的配慮 に努める <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">■障害のある人とない人の相互交流を考慮し法と同様</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>県民</td> </tr> <tr> <td>義務</td> <td>努力義務</td> <td>規定なし</td> </tr> </table>	■障害のある人とない人の相互交流を考慮し法と同様	行政	事業者	県民	義務	努力義務	規定なし
■障害のある人とない人の相互交流を考慮し法と同様	行政		事業者	県民				
	義務	努力義務	規定なし					
相談体制	○県は, 障害者権利擁護センターに相談業務を委託可能 ○センター職員等に守秘義務							
助言あっせん	○県に対し助言あっせんの求めが可能 ○調整委員会が助言あっせん ○委員会に説明・資料提出要求権限							
勧告・公表	○正当な理由がないあっせん案拒否や委員会の要求拒否に勧告 ○正当な理由がない勧告拒否は意見聴取等を経て公表							
調整委員会	○調整委員会(委員10人程度)設置 ○委員に守秘義務							

3 手話を言語として認識することを始めとした情報保障に関すること	
手話の公的認知	○ 手話を言語と認識 し必要な施策を実施
情報の取得及び意思疎通における障壁の除去	○情報の取得及び意思疎通ができるようにするために必要な支援を実施 ○支援に当たっては障害の特性に配慮
障害のある人に配慮した情報発信等	○障害のある人に配慮した形態, 手段及び様式による情報提供
意思疎通等の手段の普及	○多様な情報提供方法の普及 ○生活に必要な訓練の実施
意思疎通支援者の養成等	○意思疎通支援者の養成・技術向上 ○意思疎通支援者の指導者の養成 ○意思疎通支援者の派遣

キーワード

社会的障壁

障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会の事物, 制度, 慣行, 観念その他一切のもの。

障害の社会モデル

障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は, 障害のみに起因するものではなく, 社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。

不当な差別的取扱い

障害のある人に対して, 正当な理由なく, 障害を理由として差別すること。

合理的配慮の提供

障害のある人から, 社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに, 負担が重すぎない範囲で対応すること。

手話を言語として認識

手話を言語として認識する。
手話をはじめとする手段により, 情報取得や意思疎通が図られる環境を整備する。